新令第三十五条の十八第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第六条の十附則第一項	徴収取扱費基礎額	（以下この条	、当該各徴収取扱費算定期間内		
令和三年三月の徴収取扱費基礎額及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	（次項	、令和三年三月に地方税法等の一部を改正する法律（以下「法」という。）附則第九条の六第三項の規定及び法附則第九条の七第一項の規定により旧地方税法（法附則第九条の七第一項に規定する旧地方税法をいう。以下この条において同じ。）の正則の規定及び法附則第九条の七第一項の規定により旧地方税法の正則の規定に基づき課する税（以下この条において「旧地方税」という。）の税額の計算の基礎となる事項の規制の変更その他の事由に当該税額の計算の基礎となる事項の規制の変更その他の事由に当該税額の計算の基礎となる事項の規制の変更その他の事由に当該			